

戸籍の届け出

こんなときはこんな手続きを

戸籍は、日本人の出生から死亡までの身分関係を登録し公証するものです。戸籍を見れば、夫婦・親子・兄弟姉妹などの関係が分かります。今回は、戸籍に関する届け出についてお知らせします。



●出生届

子どもの名に用いることができるのは、常用漢字・人名用漢字、ひらがな、カタカナです。

◆届け出をするときは、次のことに注意してください

なお、戸籍謄本・抄本は本籍地の市区町村で発行します。また、届け出をしてから戸籍ができるまで1週間ほどかかります。

◆手続きは 市民課窓口で

子どもが生まれたとき、結婚・離婚をするとき、家族がなくなったときなどは、下表のとおり市民課に届け出をしてください(成田市に届け出するときは本庁の市民課へ。分室では受け付けできません)。

●死亡届

代理人が届け出書を提出するときは、親族などの届出人が署名・押印してあることを確かめてください。

●婚姻届

届け出書に証人2人(成人ならどなたでもかまいません)の署名・押印が必要です。また、未成年者が婚姻するときは父母の同意書が必要です。



●離婚届

協議離婚のときは、届け出書に証人2人(成人ならどなたでもかまいません)の署名・押印が必要です。

離婚後も婚姻中の氏を称するときは、離婚後3カ月以内に別の届け出が必要です。

戸籍に関する主な届け出

届け出	届出期間	届出人	届出場所	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父・母、同居者、医師・助産師	出生地、住所地、または本籍地の市区町村	医師の出生証明書、母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	同居の親族、同居していない親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人	死亡地、住所地、または本籍地の市区町村	医師の死亡診断書または死体検案書
婚姻届	届け出をしたときから効力があります	夫・妻となる人	夫または妻の本籍地または住所地の市区町村	戸籍謄本1通ずつ(届出先が本籍地のときは不要)
離婚届	協議離婚 届け出をしたときから効力があります	夫と妻	夫妻の本籍地または住所地の市区町村	戸籍謄本1通(届出先が本籍地のときは不要)
	裁判離婚 調停成立または審判・判決確定の日から10日以内	申立人	夫妻の本籍地または住所地の市区町村	戸籍謄本1通(届出先が本籍地のときは不要)、調停調書の謄本または審判・判決書の謄本と確定証明書

※戸籍に関する届け出には、このほかに転籍届、養子縁組届、養子離縁届、入籍届、認知届、死産届、帰化届などがあります。くわしくは市民課(☎20-1525)へ。

外国人のための相談窓口 毎月2・4木曜日に開設しています

市内で生活する外国人のために、市では相談窓口を開設しています。みなさんの近くに、言葉や生活のことなど身近な問題で困っている人がいたら、ぜひ教えてあげてください。

- 相 談 日 時 = 毎月2・4木曜日(祝日の場合は前日) 午後1時~4時
- 会 場 = 市役所2階201会議室
- 相 談 内 容 = 日常生活のことなど何でも
- 費 用 = 無料
- 対応できる外国語 = 英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語
- 問 い 合 わ せ 先 = 市民相談所 (☎ 20-1507)



SERVICE FOR FOREIGN RESIDENTS

DATE: Every 2nd and 4th Thursday
(on the previous day, if it falls on national holiday)
TIME: 1:00p.m. ~ 4:00p.m.
SUBJECT: To advice and help solve problems you encounter while living in Narita
LANGUAGES: English, Chinese, Portuguese, and Spanish
CHARGE: Free
INQUIRY: SHIMINSODANJO (☎ 20-1507)

英語

SE ABRIRÁ UNA VENTANILLA DE CONSULTA PARA LOS EXTRANJEROS

FECHA: segundo y cuarto jueves (el día anterior en caso de las feriados) desde la una hasta las cuatro
LUGAR: segundo piso del edificio (municipalidad) "Sodan Coona"
CONTENIDO DE CONSULTA: problemas varios de la vida diaria. Se atenderá en inglés, chino, portugués, español
COSTO: gratuito
Cuand tengan algunas preguntas llamen a la información
"SHIMINSODANJO" ☎ 20-1507
(la consulta para los ciudadanos)

スペイン語

外国人咨询窗口

咨询日 毎月第二和第四的星期四 下午 1:00 ~ 下午 4:00
(適逢假日, 則提前一天)
咨询地點 市政府 2 樓 201 會議室
咨询内容 有關日常生活的各種問題
咨询語言 英語・中國語・葡萄牙語・西班牙語
咨询費 免費
請向 “市役所市民相談所” 詢問 ☎ 20-1507

中国語

SERVIÇO DE ASSESSORIA AOS ESTRANGEIROS

Inicia-se um serviço de informações aos Estrangeiros para orientar e resolver eventuais problemas do cotidiano
Horário 13:00Hs – 16:00Hs
Todas as quinta-feiras da 2ª semana e da 4ª semana do mês (caso nos feriados, na véspera)
Local prefeitura de NARITA prédio municipal 2º andar sala nº 201 “sodan coona”
Atendimento em português espanhol inglês chinês
Serviço Gratuito
“SHIMINSODANJO” ☎ 20-1507

ポルトガル語

消費生活相談

Q & A

リフォーム工事の注意点

Q 「介護保険制度で住宅改修ができます」と勧められ、訪問販売業者に工事を依頼しました。

ところが実際の工事は、依頼した業者とは別の業者で、バリアフリー化の約束だったのに段差が付いていました。また、必要以上に手すりがあり不満が残りました。工事のやり直しができますか。

A 今回の事例では、不満を業者に伝えたところ改善されましたが、要介護認定されている人が介護保険制度を利用して住宅改修工事をする場合、さまざまな制限がありますので、計画の段階で介護支援専

門員(ケアマネジャー)や市の高齢者福祉課、保険年金課に必ず相談してください。

一般にリフォーム工事は、高額で簡単にはやり直しできないものです。また、工事業者の技術レベルや工事金額が妥当であるかなどは、素人には判断がしにくいので、契約する前には手間と時間をかけて十分な検討が必要です。

たとえば、複数の業者から見積もりを取り、工事内容も比較するなど情報を収集しましょう。

ほかにもお年寄り世帯を訪問して「耐震工事が必要」と不安をあおり、契約を迫る業者もあります。くれぐれ



も契約は慎重にしてください。

なお、一般に訪問販売での工事契約の場合は、クーリングオフ制度が適用されますので、必要なら手続きをしましょう。

※くわしくは消費生活センター (☎ 23-1161) へ。

年末年始のごみの収集

年末は31日まで 年始は3日から

年末は、12月31日(火)まで市内全域で通常どおり収集を行います。また、年始は、1月3日(金)から通常の収集を始めます。

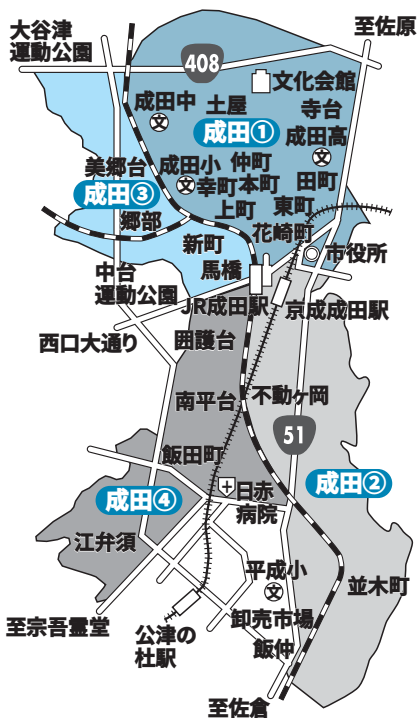
ただし、成田①・③地区(左図参照)は、1月の収集が夜間になります。これらの地区では、収集日の午後6時までにいつもの集積所にごみを出してください。

成田②・④地区は、ほかの地区と同様に通常の収集となるので

収集日の午前8時30分までにいつもの集積所にごみを出してください。

年内の粗大ごみの収集
申し込みは12月13日までに

年内に粗大ごみの収集を希望する人は、12月13日(金)までにいずみ清掃工場(☎36・1689)に申し込みをしてください。これ以降の申し込みについては、年明けになる場合があります。



成田①・③地区の1月中の
収集は夜間になります

年始の粗大ごみの収集は、1月6日(月)から通常どおり、いずみ清掃工場で受け付けます。

また、いずみ清掃工場への可燃性の粗大ごみや草木を直接搬入する人は、12月21日(土)までに搬入してください。12月22日(日)～1月7日(火)は受け入れできません。直接搬入する場合は

事業所や飲食店などのごみや大掃除などで出るごみを処理施設に直接搬入する場合、「燃やせるごみ」はいずみ清掃工場に、「ビニール・プラスチック類」「ビン・缶・ガラス」「金物・陶磁器類」はリサイクルプラザに、それぞれ搬入してください。受付日時は次のとおりです。

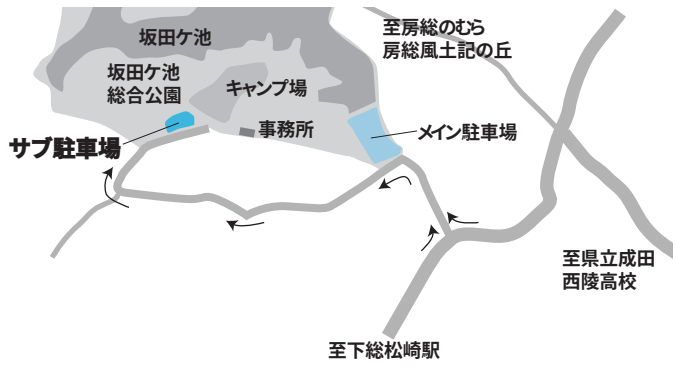
- 12月31日(火)まで：日曜日を除く午前8時30分～正午、午後1時～4時30分(通常どおり)
 - 1月1日(祝)・2日(水)：午後6時～9時
 - 1月3日(金)～31日(金)(日曜日を除く)：午前8時30分～正午、午後1時～4時30分、午後6時～9時
 - 1月5日(日)・12日(日)：午後6時～9時
 - 1月19日(日)・26日(日)：休業
- 年末は、処理施設が大変混雑します

坂田ヶ池総合公園の駐車場

12月16日から来年3月までメイン駐車場を閉鎖

公園入口の駐車場は、整備工事のため12月16日から平成15年3月31日までの間、閉鎖します。公園利用者みなさんにはご迷惑をお掛けしますが、車で来場の際は、下図のう回路を通り、サブ駐車場(駐車台数34台、内身障者用は4台)に駐車してください。なお、メイン駐車場は平成15年4月1日より全面オープンします。

※くわしくは公園緑地課(☎20-1562)へ。



ますので、12月21日(土)までに搬入してください。

「ごみの排出の抑制 再資源化 再利用」に協力をお願いします。

※2月1日(土)からは通常どおりです。くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

し尿のくみ取り

年末は込み合うので
早めの依頼を

12月は、トイレのくみ取り依頼

が集中するため、申し込みは早めにお願ひします。特に年末は込み合うため、希望の日に作業できない場合があります。ですので、年内の作業を希望する人は、12月18日(水)までに申し込んでください。

なお、19日以降の申し込みは、年明けの作業となります。「早めの連絡・早めのくみ取り」に協力をお願いします。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

相談日

◆市民相談所(☎ 20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時 25日は休み

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談

5日(木) 10時～3時

不動産相談 17日(火) 10時～正午

税務相談 17日(火) 10時～3時

外国人相談

12日(木)・26日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんばいごと・なやみごと相談

24日(火) 9時～4時

市民よろず相談 21日(土) 9時～4時

(市民よろず相談のみ会場は中央公民館会議室)

◆商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎ 22-1111・内線2724市役所2階相談室)

来所前に必ず電話をしてください。

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎ 22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 12日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎ 22-2101・成田商工会議所)

◆パートサテライト(商工会館1階・☎ 22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

◆消費生活センター(☎ 23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

◆保険年金課(☎ 20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

◆市民生活課(☎ 20-1527)

交通事故相談 3日(火) 10時～3時

◆社会福祉協議会(保健福祉館・☎ 27-7755)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 5日(木)・19日(木) 9時～正午

◆高齢者福祉課(☎ 20-1537)

介護相談 12日(木) 2時～4時

場所 セントアンナ在宅介護支援センター

(☎ 35-6071)

◆児童家庭課(☎ 20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

◆厚生課(☎ 20-1536)

戦没者遺族相談 24日(火) 10時～3時

◆開発協会(市体育館・☎ 26-7251)

健康体力相談 火曜日 9時～正午

◆教育指導課(☎ 20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

◆教育センター(市立図書館2階・☎ 20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時～4時

◆教育相談室(☎ 28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

八富成田斎場

申し込みなどの手続きは市民課窓口へ

八富成田斎場は、成田市・八街市・富里市で管理運営されています。この3市のいずれかに、亡くなった人や喪主、または施主が住民登録、あるいは外国人登録している場合は、火葬料金(待合室1室付き)が無料となります。

また、斎場では通夜および告別式を行うことができます。式場は午後3時から翌日の午後3時までの間利用でき、料金は第1式場を利用して通夜・告別式を行った場合は8万円となります。

自宅、病院などから斎場までに限られ、1回5,000円です。

自宅葬で使用する祭具については、1級祭壇(5段、約8畳用)が1日2,000円、2級祭壇(3段、約6畳用)は1日1,200円になり、搬入・設置・搬出を行っています。

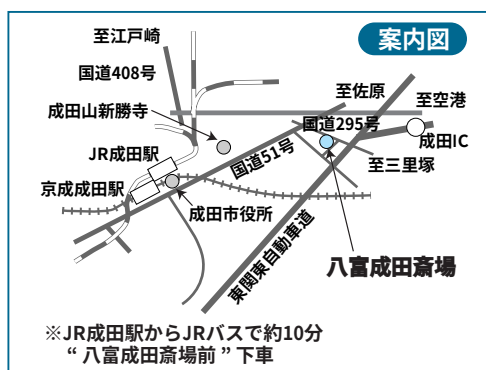
斎場の施設使用料や申し込みなどの手続きは市民課(☎ 20-1525)へ問い合わせてください。

◆ペットの火葬も受け付けます

市では、ペットの火葬を旧火葬場跡地(山之作359)で行っています。火葬できるペットは、犬・猫・ウサギなどの小動物です。

また、ペットの引き取りのサービス(市内引き取り料金は1,050円)も行っていきます。利用は友引を除く午前9時から午後3時までで、予約が必要です。申し込みは八富成田斎場(☎ 23-4511)へ。

なお、ペット霊園は、現在公開



墓地のみ使用可能(料金は永年で3,150円です。併せてご利用ください。)

※くわしくは八富成田斎場(☎ 23-4511)、または環境衛生課(☎ 20-1531)へ。

社会保険料の控除

領収書は大切に保管を

国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料など12月納期の納期限が、来年の1月6日となるので、口座振替の場合あるいは1月6日以降に納付した場合の社会保険料控除は、15年分(16年度)税申告の控除となりますので領収書は大切に保管してください。

※くわしくは税務課(☎ 20-1513)へ。

12月の水道管内の排水作業日程

水道部では、赤水の発生を防ぐため、次のとおり水道管内の排水作業を行います。期間中は、予定地区において一時的に減水あるいは赤水になることもありますので、ご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	作業予定時間
12月 9日(月)	並木町(大久保台・成瀬台)地区	午後10時 ～ 午前4時
12月10日(火)	並木町(上記以外)・不動ヶ岡地区	
12月11日(水)	飯田町・団護台地区	

※くわしくは市水道部工務課(☎ 22-0269)へ。